

## 家事事件手続法案要綱

### 第一 総則

#### 一 通則

##### 1 趣旨

家事審判及び家事調停に関する事件（以下「家事事件」という。）の手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによるものとする。 （第一条関係）

##### 2 裁判所及び当事者の責務

裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手続を進行しなければならないものとする。 （第二条関係）

##### 3 最高裁判所規則

この法律に定めるもののほか、家事事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。 （第三条関係）

#### 二 管轄

##### 1 管轄が住所地により定まる場合の管轄権を有する家庭裁判所

家事事件の管轄が人の住所地により定まるものとされている場合において、日本国内に住所がないとき等の家庭裁判所の管轄が人の居所地等により定まるものとする。 （第四条関係）

##### 2 優先管轄

この法律の他の規定により二以上の家庭裁判所が管轄権を有するときは、家事事件は、先に申立

てを受け、又は職権で手続を開始した家庭裁判所が管轄するものとする。 (第五条関係)

### 3 管轄裁判所の指定

管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないとき等について、直近上級の裁判所が、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとともに、その裁判に対しては、不服を申し立てることができない旨を定めるものとする。 (第六条関係)

### 4 管轄権を有する家庭裁判所の特例

この法律の他の規定により家事事件の管轄が定まらないときは、その家事事件は、審判又は調停を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。 (第七条関係)

### 5 管轄の標準時

裁判所の管轄は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。 (第八条関係)

### 6 移送等

裁判所は、家事事件がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、原則として、これを管轄裁判所に移送するものとしつつ、その例外について定めるとともに、移送についての裁判に対する即時抗告及びその執行停止の効力について定めるものとする。 (第九条関係)

## 三 裁判所職員の除斥及び忌避

### 1 裁判官の除斥

裁判官がその職務の執行から除斥される場合について定めるものとし、除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をするものとする。 (第十条関係)

## 2 裁判官の忌避

裁判官について裁判又は調停の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができるものとともに、当事者が裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、原則として、その裁判官を忌避することができないものとする。 (第十一条関係)

## 3 除斥又は忌避の裁判及び手続の停止

除斥又は忌避の裁判をする裁判所及びこれに関与する裁判官について定めるものとともに、その例外について定めるものとし、除斥又は忌避の申立てがあつたときの家事事件の手続及び除斥又は忌避の申立てについての裁判に対する不服申立ての可否について定めるものとする。 (第十二条関係)

## 4 裁判所書記官等の除斥及び忌避

裁判所書記官、参与員又は家事調停官の除斥及び忌避については、原則として、裁判官の除斥及び忌避についての規定を準用するものとし、その除斥又は忌避についての裁判は、原則として、裁判所書記官、参与員又は家事調停官がそれぞれ所属する裁判所がするものとする。 (第十三条から第十五条まで関係)

## 5 家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥

家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥については、原則として、裁判官の除斥についての規

定を準用するものとし、その除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官又は家事調停委員の所属する裁判所がするものとする。 (第十六条関係)

#### 四 当事者能力及び手続行為能力

##### 1 当事者能力及び手続行為能力の原則等

当事者能力、家事事件の手続における手続行為をすることができる能力並びにこれを欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授權について準用する民事訴訟法の規定を明示するものとするとともに、被保佐人、被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）又は後見人その他の法定代理人が他の者がした家事審判又は家事調停の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人等の同意その他の授權を要しないものとし、特別の授權がなければすることができない手続行為を定めるものとする。 (第十七条関係)

##### 2 未成年者及び成年被後見人の法定代理人

親権を行う者又は後見人は、未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、原則として、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができるものとする。 (第十八条関係)

##### 3 特別代理人

裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、家事事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、疎明に基づいて、特別代理人を選任することができるものとし、その申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。 (第十九条関係)

#### 4 法定代理権の消滅の通知

別表第二に掲げる事項についての審判事件又は家事調停事件において、法定代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じないものとする。 (第二十条関係)

#### 5 法人の代表者等への準用

法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用するものとする。 (第二十一条関係)

### 五 手続代理人及び補佐人

#### 1 手続代理人の資格

法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができないものとともに、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができるものとする。 (第二十二条関係)

#### 2 裁判長による手続代理人の選任等

手続行為につき行為能力の制限を受けた者が手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより又は職権で弁護士を手続代理人に選任すること等ができるものとする。 (第二十三条関係)

#### 3 手続代理人の代理権の範囲

手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行等に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができるものとし、手続代理人の代理権は、原則として制限することができないものとするとともに、手続代理人が特別の委任を受けなければならぬ事項について定めるものとする。 (第二十四条関係)

#### 4 手続代理人の代理権の消滅の通知

手続代理人の代理権の消滅は、別表第二に掲げる事項についての家事審判事件及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に、その他の家事事件においては本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じないものとする。 (第二十五条関係)

#### 5 手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用

手続代理人及びその代理権について準用する民事訴訟法の規定を明示するものとする。 (第二十六条関係)

#### 6 補佐人

家事事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用するものとする。 (第二十七条関係)

### 六 手続費用

#### 1 手続費用の負担

##### 一 手続費用の負担

手続費用 (家事審判に関する手続に係る審判費用及び家事調停に関する手続に係る調停費用を

いう。以下同じ。）は、各自の負担とするものとし、また、裁判所が事情により手続費用を負担させることができる者を明示するものとともに、検察官が負担すべき手続費用は、国庫の負担とするものとする。こと。（第二十八条関係）

## 二 手続費用の負担の裁判等

裁判所は、事件を完結する裁判において、原則として、職権で、審判費用の全部について負担の裁判をしなければならぬものとする。同時に、調停が成立した場合において、調停費用等の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担するものとする。こと。（第二十九条関係）

## 三 手続費用の立替え

事実の調査、証拠調べ等の家事事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができるものとする。こと。（第三十条関係）

## 四 手続費用に関する民事訴訟法の準用等

手続費用の負担について準用する民事訴訟法の規定を明示するものとし、この場合において、同法第六十九条第三項の規定による即時抗告及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。こと。（第三十一条関係）

## 2 手続上の救助

家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、原則として、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をす

ることができるものとし、この場合の手続上の救助について準用する民事訴訟法の規定を明示するものとする。 (第三十二条関係)

## 七 家事事件の審理等

### 1 手続の非公開

家事事件の手続は、原則として、公開しないものとする。 (第三十三条関係)

### 2 期日及び期間

家事事件の手続の期日は、裁判長が職権で指定するものとともに、期日の変更をすることができる場合について定めるものとし、家事事件の手続の期日及び期間について準用する民事訴訟法の規定を明示するものとする。 (第三十四条関係)

### 3 手続の併合等

裁判所は、家事事件の手続の併合又は分離及びその取消しをすることができるものとし、当事者を異にする家事事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならぬものとする。 (第三十五条関係)

### 4 送達及び手続の中止

送達及び家事事件の手続の中止について準用する民事訴訟法の規定を明示するものとする。

### (第三十六条関係)

### 5 裁判所書記官の処分に対する異議

裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をするものとし、その裁判に対しては、即時抗告をすることができるとすること。（第三十七条関係）

#### 八 電子情報処理組織による申立て等

家事事件の手續における申立て等について準用する民事訴訟法の規定を明示するものとする。

#### （第三十八条関係）

### 第二 家事審判に関する手續

#### 一 総則

#### 1 家事審判の手續

##### 一 通則

##### 1 審判事項

家庭裁判所は、「第二 家事審判に関する手續」に定めるところにより、別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに「第二 家事審判に関する手續」に定める事項について、審判をするものとする。 （第三十九条関係）

##### 参与員

家庭裁判所は、原則として、参与員の意見を聴いて、審判をするものとともに、参与員の家事審判の手續の期日への立会い、参与員による申立人からの説明の聴取その他参与員について必要な事項を定めるものとする。 （第四十条関係）

## 当事者参加

当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手續に参加することができるものとし、その申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとともに、当事者は、他の当事者となる資格を有する者を手續に参加させることができるものとする事。（第四十一条関係）

## 利害関係参加

審判を受ける者となるべき者は申出により、審判を受ける者となるべき者以外の者であつて審判の結果により直接の影響を受けるもの等は、家庭裁判所の許可を得て、家事事件の手續に参加することができるものとし、この申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする事。家庭裁判所は、相当と認めるときは、職権で、これらの者を家事審判の手續に参加させることができるものとする事。（第四十二条関係）

## 手續からの排除

家庭裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を家事審判の手續から排除することができるものとし、この排除の裁判に対しては、即時抗告をすることができないものとする事。（第四十三条関係）

## 法令により手續を続行すべき者による受継等

当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によつて家事審判の手續を続行することができない場合には、法令により手續を続行する資格のある者は、その手續を受け継がなければならない

ものとしつつ、家庭裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に家事審判の手続を受け継がせることができるものとし、また、法令により手続を続行する資格のある者が不在ときは、当該家事審判の申立てをすることができる者がその事由が生じた日から一月以内にその手続を受け継ぐことができるものとする。 (第四十条及び第四十五条関係)

#### 調書の作成等

裁判所書記官は、家事審判の手続の期日について、原則として、調書を作成しなければならないものとする。 (第四十六条関係)

#### 記録の閲覧等

家庭裁判所は、当事者から家事審判事件の記録の閲覧等の請求があつた場合には、当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがあると認められる場合等、一定の例外に該当する場合を除きこれを許可しなければならないものとし、利害関係を疎明した第三者から請求があつた場合においては、相当と認めるときにこれを許可することができるものとする。 (第四十七条関係)

#### 検察官に対する通知

裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより審判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄権を有する家庭裁判所に対応する検察庁の検察官にその

旨を通知しなければならないものとする。 (第四十八条関係)

## 二 家事審判の申立て

### 1 申立ての方式等

家事審判の申立ての方式及び二以上の事項について一の申立てにより審判を求めることができる場合を定めるものとする。また、家事審判の申立書が方式に違反する場合等における裁判長の補正命令及び申立書の却下命令について定めるものとする。 (第四十九条関係)

### 申立ての変更

申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、原則として、申立ての趣旨又は理由を変更することができるとともに、家庭裁判所は、その変更が不適法であるときは、これを許さない旨の裁判をしなければならないものとし、また、その変更により家事審判の手續が著しく遅滞することとなるときは、これを許さない旨の裁判をすることができるものとする。

### (第五十条関係)

## 三 家事審判の手續の期日

### 1 事件の関係人の呼出し

家庭裁判所は、家事審判の手續の期日に事件の関係人を呼び出すことができるものとし、呼出しを受けた事件の関係人は、原則として、その期日に出頭しなければならないものとする。 (第五十一条関係)

### 裁判長の手續指揮権

家事審判の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮するものとし、当事者が裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をするものとする。 (第五十二条関係)

#### 受命裁判官による手続

家庭裁判所は、原則として、受命裁判官に家事審判の手続の期日における手続を行わせることができるものとする。 (第五十三条関係)

#### 音声の送受信による通話の方法による手続

家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、家事審判の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。 (第五十四条関係)

#### 通訳人の立会い等その他の措置

家事審判の手続の期日における通訳人の立会い等及び家事審判事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者等に対する措置について準用する民事訴訟法の規定を明示するものとする。 (第五十五条関係)

### 四 事実の調査及び証拠調べ

#### 1 事実の調査及び証拠調べ等

家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠

調べをしなければならぬものとするともに、当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとするものとする。 (第五十六条関係)

疎明

疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならぬものとする。

(第五十七条関係)

家庭裁判所調査官による事実の調査

家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとし、家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。 (第五十八条関係)

家庭裁判所調査官の期日への立会い等

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に、家事審判の手續の期日に立ち会わせ、又は、社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。 (第五十九条関係)

裁判所技官による診断等

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができるものとする。 (第六十条関係)

事実の調査の囑託等

家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を囑託することができるものと

し、その嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所等において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができるものとする。 (第六十一条関係)

#### 調査の嘱託等

家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適當であると認める者に嘱託し、又は銀行、関係人の使用者等に対し、関係人の預金、収入等に関して必要な報告を求めることができるものとする。 (第六十二条関係)

#### 事実の調査の通知

家庭裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による家事審判の手續の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。 (第六十三条関係)

#### 証拠調べ

家事審判の手續における証拠調べについて準用する民事訴訟法の規定を明示するものとするとともに、同法の規定による即時抗告は執行停止の効力を有するものとし、証拠調べ手續における罰則について所要の規定を整備するものとする。 (第六十四条関係)

#### 五 家事審判の手續における子の意思の把握等

家庭裁判所は、未成年者である子がある子はその結果により影響を受ける家事審判の手續においては、子の陳述の聴取等の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、

子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないものとする。 (第六十五条関係)

## 六 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則

### 1 合意管轄

別表第二に掲げる事項についての審判事件については、当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄も認めるものとし、この合意について準用する民事訴訟法の規定を明示するものとする。 (第六十六条関係)

### 家事審判の申立書の写しの送付等

別表第二に掲げる事項についての家事審判の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、原則として、家事審判の申立書の写しを相手方に送付しなければならないものとする。これをすることができない場合等における申立書の却下命令について定めるものとする。 (第六十七条関係)

### 陳述の聴取

家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、原則として、当事者の陳述を聴かなければならないものとし、当事者の申出がある場合には、審問の期日においてこれをしなければならぬものとする。 (第六十八条関係)

### 審問の期日

別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、家庭裁判所が審問の期日を開

いて当事者の陳述を聴くときは、原則として、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができないものとする。 (第六十九条関係)

#### 事実の調査の通知

家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手續において、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。 (第七十条関係)

#### 審理の終結

家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手續においては、原則として、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならないものとする。 (第七十一条関係)

#### 審判日

家庭裁判所は、審理を終結したときは、審判をする日を定めなければならないものとする。 (第七十二条関係)

### 七 審判等

#### 1 審判

家庭裁判所は、家事審判事件が裁判をするのに熟したときには審判をするものとし、家事審判事件の一部が裁判をするのに熟したとき等にはその一部について審判をすることができるものとする。 (第七十三条関係)

審判の告知及び効力の発生等

審判は、原則として、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならぬものとする。その効力発生時期及び確定時期について定めるものとする。 (第七十四条関係)

審判の執行力

金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。 (第七十五条関係)

審判の方式及び審判書

審判は、即時抗告をすることができない審判を除き、審判書を作成してしなければならないものとする。 (第七十六条関係)

更正決定

審判に計算違い等、明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、いつでも、裁判書を作成して更正決定をすることができるとともに、その更正決定に対する即時抗告について定めるものとする。 (第七十七条関係)

審判の取消し又は変更

家庭裁判所が、審判をした後に、その審判を不当と認めるときに、職権で取消し又は変更をすることができるとする。 (第七十八条関係)

審判に関する民事訴訟法の準用

審判について準用する民事訴訟法の規定を明示するものとする。 (第七十九条関係)

#### 中間決定

家庭裁判所は、審判の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、裁判書を作成して中間決定をすることができるとすること。 (第八十条関係)

#### 審判以外の裁判

家庭裁判所は、家事審判の手續においては、審判をする場合を除き、決定で裁判をするものとするとともに、この場合に準用する審判についての規定を明示するものとし、家事審判の手續の指揮に関する裁判の取消し等について定めるものとする。 (第八十一条関係)

#### 八 取下げによる事件の終了

##### 1 家事審判の申立ての取下げ

家事審判の申立ては、原則として、審判があるまで、その全部又は一部を取り下げることができるものとする。別表第二に掲げる事項についての家事審判の申立ては、審判が確定するまでその全部又は一部を取り下げることができるものとしつつ、審判がされた後においては相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとし、申立ての取下げについて準用する民事訴訟法の規定を明示するものとする。 (第八十二条関係)

#### 家事審判の申立ての取下げの擬制

家事審判の申立人が、連続して二回、呼出しを受けた家事審判の手續の期日に出頭せず、又

は呼出しを受けた家事審判の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは、申立ての取下げがあつたものとみなすことができるものとする。 (第八十三条関係)

## 九 高等裁判所が第一審として行う手続

高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合における家事審判の手続の規定の適用関係について定めるものとする。 (第八十四条関係)

## 2 不服申立て

### 一 審判に対する不服申立て

#### 1 即時抗告

ア 即時抗告をすることができる審判

審判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとし、手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができないものとする。

(第八十五条関係)

イ 即時抗告期間

審判に対する即時抗告は、原則として、二週間の不変期間内にしなければならないものとし、その期間の始期について定めるものとする。 (第八十六条関係)

ウ 即時抗告の提起の方式等

即時抗告の提起の方式を定めるとともに、違反する場合等における裁判長の補正命令及び申立書の却下命令について定めるものとし、即時抗告が不適法でその不備を補正することが

できないことが明らかである場合の原裁判所による抗告却下決定について定めるものとする  
こと。(第八十七条関係)

エ 抗告状の写しの送付等

審判に対する即時抗告があつたときは、抗告裁判所は、原則として、原審における当事者及び利害関係参加人に対し、抗告状の写しを送付しなければならぬものとし、抗告状の写しの送付費用の予納を命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならぬものとする。 (第八十八条関係)

オ 陳述の聴取

抗告裁判所は、原審における当事者及びその他の審判を受ける者の陳述を聴かなければ、原審判を取り消すことができないものとする。 (第八十九条関係)

カ 原裁判所による更正

原裁判所は、審判に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならぬものとし、別表第二に掲げる事項についての審判については、更正することができないものとする。 (第九十条関係)

キ 抗告裁判所による裁判

抗告裁判所は、即時抗告について決定で裁判をするものとし、即時抗告を理由があると認める場合には、原則として、家事審判事件について自ら審判に代わる裁判をしなければならぬものとする。 (第九十一条関係)

ク 原審の管轄違いの場合の取扱い

抗告裁判所は、別表第二に掲げる事項についての審判事件を除く家事審判事件の全部又は一部が原裁判所の管轄に属しないと認める場合には、原審判を取り消さなければならぬものとしつつ、原審における審理の経過等に照らして原審判を取り消さないことを相当とする特別の事情があると認めるときは、この限りでないものとする。 (第九十二条関係)

ケ 家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等

審判に対する即時抗告及び抗告審に関する手続について準用する家庭裁判所における家事審判事件の手続の規定及び民事訴訟法の規定を明示するものとする。 (第九十三条関係)

特別抗告

ア 特別抗告をすることができる裁判等

特別抗告をすることができる審判、特別抗告の事由及び特別抗告が係属する抗告裁判所の調査の範囲について定めるものとする。 (第九十四条関係)

イ 原裁判の執行停止

特別抗告は、執行停止の効力を有しないものとしつつ、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、特別抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。 (第九十五条関係)

ウ 即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用

特別抗告及び抗告審に関する手続について準用する即時抗告に関する規定及び民事訴訟法

の規定を明示するものとする。 (第九十六条関係)

許可抗告

ア 許可抗告をすることができる裁判等

許可抗告をすることができる審判、抗告許可の事由及び許可抗告が係属する抗告裁判所の調査の範囲等について定めるものとする。 (第九十七条関係)

イ 即時抗告等の規定及び民事訴訟法の準用

許可抗告及び抗告審に関する手続について準用する即時抗告等に関する規定及び民事訴訟法の規定を明示するものとする。 (第九十八条関係)

二 審判以外の裁判に対する不服申立て

1 不服申立ての対象

審判以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。 (第九十九条関係)

受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議

受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、原則として、家事審判事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができるものとし、その異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。 (第一百条関係)

即時抗告期間等

審判以外の裁判に対する即時抗告は、一週間の不変期間内にしなければならず、その即時抗

告は、原則として、執行停止の効力を有しないものとしつつ、抗告裁判所又は原裁判所は、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。 (第百一条関係)

審判に対する不服申立ての規定の準用

裁判所、裁判官又は裁判長がした審判以外の裁判に対する不服申立てについて準用する審判に対する不服申立ての規定を明示するものとする。 (第百二条関係)

### 3 再審

#### 一 再審

確定した審判その他の裁判であつて事件を完結するものに対しては、再審の申立てをすることができるものとし、再審の手續に準用される家事審判の手續に関する規定及び民事訴訟法の規定を明示するものとする。 (第百三条関係)

#### 二 執行停止の裁判

再審の申立てがあつた場合において、強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる場合について定めるものとする。 (第百四条関係)

### 4 審判前の保全処分

#### 一 審判前の保全処分

家事審判事件が係属する家庭裁判所 (本案の家事審判事件が高等裁判所に所属が係属する場合

にあつては、その高等裁判所）は、仮差押え、仮処分等の必要な保全処分を命ずる審判（審判に代わる裁判）をすることができるとともに、その審判前の保全処分について、申立ての方式、申立人の疎明義務、裁判所による事実の調査等及び申立ての取下げについて定めるものとする。 （第二百五条及び第百六条関係）

## 二 陳述の聴取

審判前の保全処分のうち、仮の地位を定める仮処分を命ずるものは、原則として、審判を受ける者となるべき者の陳述を聴かなければすることができないものとする。 （第百七条関係）

## 三 記録の閲覧等

審判前の保全処分の事件について、当事者から記録の閲覧等の許可の申立てがあつた場合における許可の要件の特則を定めるものとする。 （第百八条関係）

## 四 審判

審判前の保全処分は、疎明に基づいてするものとし、審判を受ける者に告知することによつてその効力を生ずるものとする。その執行及び効力は、民事保全法の仮処分の執行及び効力の規定等に従うものとする。 （第百九条関係）

## 五 即時抗告

審判前の保全処分の申立てについての審判に対する即時抗告の可否及び即時抗告をすることができる者について定めるものとする。 （第百十条関係）

## 六 即時抗告に伴う執行停止

五の即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により回復することができない損害を生ずるおそれがあることについて疎明があったときは、抗告裁判所は、申立てにより、原審判の執行の停止等を命ずることができるものとする。 (第百十一条関係)

#### 七 審判前の保全処分の取消し

審判前の保全処分が確定した後に、保全処分を求める事由の消滅その他の事情の変更があるときは、本案の家事審判事件が係属する家庭裁判所等は、申立てにより又は職権で、審判前の保全処分の取消しの審判をすることができるものとする。 (第百十二条関係)

#### 八 即時抗告等

審判前の保全処分の取消しの申立てについての審判及び民事保全法第三十三条の規定による原状回復の審判に対する即時抗告の可否及び即時抗告をすることができる者について定めるものとする。 (第百十三条関係)

#### 九 調書の作成

裁判所書記官は、審判前の保全処分の手続の期日について、原則として、調書を作成しなければならないものとする。 (第百十四条関係)

#### 十 民事保全法の準用

審判前の保全処分、審判前の保全処分の取消しの審判等について準用する民事保全法の規定を明示するものとする。 (第百十五条関係)

5 戸籍の記載等の嘱託

裁判所書記官が、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者又は登記所に対し、戸籍の記載又は後見登記を嘱託しなければならない場合について定めるものとする。 (第百十六条関係)

二 家事審判事件

1 成年後見に関する審判事件

成年後見に関する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述及び意見の聴取、申立ての取下げの制限、即時抗告、保全処分等について定めるものとする。 (第百十七条から第百二十七条まで関係)

2 保佐に関する審判事件

保佐に関する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述及び意見の聴取、即時抗告、保全処分等について定めるものとする。 (第百二十八条から第百三十五条まで関係)

3 補助に関する審判事件

補助に関する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述及び意見の聴取、即時抗告、保全処分等について定めるものとする。 (第百三十六条から第百四十四条まで関係)

4 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件

不在者の財産の管理に関する処分の審判事件について、その管轄裁判所、管理人の改任等について定めるものとする。 (第百四十五条から第百四十七条まで関係)

5 失踪の宣告に関する審判事件

一 失踪の宣告の審判事件

失踪の宣告の審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、即時抗告等について定めるものとする。 (第四百四十八条関係)

二 失踪の宣告の取消しの審判事件

失踪の宣告の取消しの審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、即時抗告等について定めるものとする。 (第四百四十九条関係)

6 婚姻等に関する審判事件

婚姻等に関する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述の聴取、申立ての取下げの制限、即時抗告、保全処分等について定めるものとする。 (第一百五十条から第一百五十八条まで関係)

7 親子に関する審判事件

一 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件

嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、即時抗告について定めるものとする。 (第一百五十九条関係)

二 子の氏の変更についての許可の審判事件

子の氏の変更についての許可の審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、即時抗告について定めるものとする。 (第一百六十条関係)

三 養子縁組をするについての許可の審判事件

養子縁組をするについての許可の審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述の聴取、即時抗告について定めるものとする。 (第百六十一条関係)

四 死後離縁をするについての許可の審判事件

死後離縁をするについての許可の審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、即時抗告等について定めるものとする。 (第百六十二条関係)

五 離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件

離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件について、その管轄裁判所、即時抗告等について定めるものとする。 (第百六十三条関係)

六 特別養子縁組に関する審判事件

特別養子縁組の成立の審判事件及び特別養子縁組の離縁の審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述の聴取、即時抗告等について定めるものとする。 (第百六十四条から第百六十六条まで関係)

8 親権に関する審判事件

親権に関する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述の聴取、即時抗告、保全処分等について定めるものとする。 (第百六十七条から第百七十五条まで関係)

9 未成年後見に関する審判事件

未成年後見に関する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述及び意見の聴取、即時抗告、保全処分等について定めるものとする。 (第百七十六条から第百八十一条まで関係)

1 扶養に関する審判事件

扶養に関する審判事件について、その管轄裁判所、申立ての特則、陳述の聴取、即時抗告、保全処分等について定めるものとする。 (第百八十二条から第百八十七条まで関係)

11 推定相続人の廃除に関する審判事件

推定相続人の廃除に関する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述の聴取、即時抗告等について定めるものとする。 (第百八十八条及び第百八十九条関係)

1 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件

相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件について、その管轄裁判所、即時抗告等について定めるものとする。 (第百九十条関係)

1 遺産の分割に関する審判事件

遺産の分割に関する審判事件について、その管轄裁判所、手続の併合、即時抗告、申立ての取下げの制限、保全処分等について定めるものとする。 (第百九十一条から第百九十二条まで関係)

1 相続の承認及び放棄に関する審判事件

相続の承認及び放棄に関する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、即時抗告等について定めるものとする。 (第百九十一条関係)

1 財産分離に関する審判事件

財産分離に関する審判事件について、その管轄裁判所、即時抗告等について定めるものとする。 (第百九十二条関係)

1 相続人の不存在に関する審判事件

相続人の不存在に関する審判事件について、その管轄裁判所、意見の聴取、即時抗告等について定めるものとする。 (第二百三条から第二百八条まで関係)

1 遺言に関する審判事件

遺言に関する審判事件について、その管轄裁判所、陳述及び意見の聴取、申立ての取下げの制限、即時抗告、保全処分等について定めるものとする。 (第二百九条から第二百五条まで関係)

1 遺留分に関する審判事件

遺留分に関する審判事件について、その管轄裁判所、即時抗告について定めるものとする。

(第二百六条関係)

1 任意後見契約法に規定する審判事件

任意後見契約法に規定する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述及び意見の聴取、申立ての取下げの制限、即時抗告、保全処分等について定めるものとする。 (第二百七条から第二二十五条まで関係)

七条から第二二十五条まで関係)

戸籍法に規定する審判事件

戸籍法に規定する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述及び意見の聴取、即時抗告等について定めるものとする。 (第二百二十六条から第二百三十一条まで関係)

1 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件について、その管轄裁判

所、手続行為能力、即時抗告について定めるものとする。 (第二百三十二条関係)

厚生年金保険法等に規定する審判事件

厚生年金保険法等に規定する審判事件について、その管轄裁判所、即時抗告等について定めるものとする。 (第二百三十三条関係)

児童福祉法に規定する審判事件

児童福祉法に規定する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述及び意見の聴取、即時抗告、保全処分等について定めるものとする。 (第二百三十四条から第二百三十九条まで関係)

生活保護法等に規定する審判事件

生活保護法等に規定する審判事件について、その管轄裁判所、手続行為能力、陳述の聴取、即時抗告等について定めるものとする。 (第二百四十条関係)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件について、その管轄裁判所、意見の聴取、即時抗告等について定めるものとする。 (第二百四十一条関係)

破産法に規定する審判事件

破産法に規定する審判事件について、その管轄裁判所、即時抗告等について定めるものとする。 (第二百四十二条関係)

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件について、その管轄裁判所、即時抗告等について定めるものとする。 (第二百四十三条関係)

### 第三 家事調停に関する手続

#### 一 総則

##### 1 通則

##### 一 調停事項等

家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）について調停を行うほか、「第三 家事調停に関する手続」に定めるところにより審判をするものとする。 (第二百四十四条関係)

##### 二 管轄等及び移送

家事調停事件は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属するものとし、この合意について準用する民事訴訟法の規定を明示するとともに、家庭裁判所が職権で事件の全部又は一部を移送することができる場合等について定めるものとする。 (第二百四十五条及び第二百四十六条関係)

##### 三 調停機関

家庭裁判所は、原則として、調停委員会で調停を行うものとしつつ、家庭裁判所が相当と認めるときは、当事者の申立てがあるときを除き、裁判官のみで行うことができるものとする。

(第二百四十七条関係)

#### 四 調停委員会

調停委員会の構成、調停委員会を組織する家事調停委員の指定、調停委員会の決議等について定めるものとする。 (第二百四十八条関係)

#### 五 家事調停委員

家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。 (第二百四十九条関係)

#### 六 家事調停官の任命等

家事調停官の任命、職務、任期、解任事由等について定めるものとする。 (第二百五十条関係)

#### 七 家事調停官の権限等

家事調停官は、家庭裁判所の指定を受けて、家事調停事件を取り扱うものとし、その取り扱う家事調停事件の処理について、この法律において家庭裁判所、裁判官又は裁判長が行うものとして定める家事調停事件の処理に関する権限を独立して行うことができるものとする。 (第二百五十一条関係)

#### 八 手続行為能力

法定代理人によらずに自ら調停事件における手続行為をすることができる者について定めるとともに、親権を行う者又は後見人が代理して合意等を行うことができないう場合について定めるものとする。 (第二百五十二条関係)

## 九 調書の作成

裁判所書記官は、家事調停の手続の期日について、原則として調書を作成しなければならないものとする。 (第二百五十三条関係)

## 十 記録の閲覧等

家庭裁判所は、当事者又は利害関係を疎明した第三者から家事調停事件の記録の閲覧等の請求があつた場合には、原則として、相当と認めるときに限り、これを許可することができるものとする。 (第二百五十四条関係)

## 2 家事調停の申立て等

### 一 家事調停の申立て

家事調停の申立ての方式について定めるものとともに、家事調停の申立てを不合法として却下する審判に対しては、即時抗告をすることができるものとするほか、家事調停の申立てについて準用する家事審判の手続の規定を明示するものとする。 (第二百五十五条関係)

### 二 家事調停の申立書の写しの送付等

家事調停の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、原則として、家事調停の申立書の写しを相手方に送付しなければならないものとし、家事調停の申立書の写しの送付等について準用する家事審判の手続の規定を明示するものとする。 (第二百五十六条関係)

### 三 調停前置主義

調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調

停の申立てをしなければならぬものとし、その申立てをすることなく訴えを提起した場合には、裁判所は、原則として、職権で、事件を家事調停に付さなければならぬものとする。 (第二百五十七条関係)

### 3 家事調停の手續

#### 一 家事審判の手續の規定の準用等

家事調停の手續における参加、排除、受継、期日、事実の調査、証拠調べ、子の意思の把握等、審判及び審判以外の裁判について準用する家事審判の手續の規定を明示するものとする。 (第二百五十八条関係)

#### 二 調停委員会が行う家事調停の手續の指揮

調停委員会が行う家事調停の手續は、調停委員会を組織する裁判官が指揮するものとする。 (第二百五十九条関係)

#### 三 調停委員会等の権限

調停委員会が家事調停を行う場合において、調停委員会が行うこととなる権限を定めるものとする。 (第二百六十条関係)

#### 四 調停委員会を組織する裁判官による事実の調査及び証拠調べ等

調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調べをすることができるものとし、この場合には、裁判官は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせ、又

は裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせること等ができるものとする事。  
(第二百六十一条関係)

#### 五 家事調停委員による事実の調査

調停委員会は、相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができるものとする事。(第二百六十二条関係)

#### 六 意見の聴取の囑託

調停委員会は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事件の関係人から紛争の解決に関する意見を聴取することを囑託することができるものとする事。(第二百六十三条関係)

#### 七 家事調停委員の専門的意見の聴取

調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができるものとする事。(第二百六十四条関係)

#### 八 調停の場所

調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができるものとする事。(第二百六十五条関係)

#### 九 調停前の処分

調停委員会は、家事調停事件が係属している間、調停のために必要であると認める処分を命ずることができるものとしつつ、この調停前の処分は、執行力を有しないものとする事。(第二百六十六条関係)

#### 百六十六条関係

#### 十 裁判官のみで行う家事調停の手続

裁判官のみで家事調停の手続を行う場合においては、家庭裁判所は、相当と認めるときは、原則として、裁判所書記官に事実の調査をさせることができるものとし、裁判官のみで家事調停の手続を行う場合について準用する調停委員会による調停の手続に関する規定を明示するものとする。 (第二百六十七条関係)

#### 4 調停の成立

##### 一 調停の成立及び効力

家事調停事件の全部又は一部について当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決 (別表第二に掲げる事項にあつては、確定した第二の一の1-1による審判) と同一の効力を有するものとする。同時に、離婚又は離縁についての調停事件においては、音声の送受信による通話の方法によって調停を成立させることができないものとする。 (第二百六十八条関係)

##### 二 調停調書の更正決定

調停調書に計算違い等明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、いつでも、裁判書を作成して更正決定をすることができるものとする。同時に、更正決定に対する即時抗告等について定めるものとする。 (第二百六十九条関係)

##### 三 調停条項案の書面による受諾

離婚又は離縁についての調停事件を除き、当事者が出頭することが困難であると認められる場

合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が家事調停の手続の期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。 (第二百七十条関係)

## 5 調停の成立によらない事件の終了

### 一 調停をしない場合の事件の終了

調停委員会は、事件が性質上調停を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、家事調停事件を終了させることができるものとする。 (第二百七十一条関係)

### 二 調停の不成立の場合の事件の終了

調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合には、調停が成立しないものとして、家事調停事件を終了させることができるものとする。 (第二百七十二条関係)

### 三 家事調停の申立ての取下げ

家事調停の申立ては、家事調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができるものとし、家事調停の申立ての取下げについて準用する民事訴訟法の規定を明示するものとする。 (第二百七十三条関係)

## 6 付調停等

## 一 付調停

調停を行うことができる事件についての訴訟又は家事審判事件が係属している場合には、裁判所は、当事者の意見を聴いて、いつでも、職権で、事件を家事調停に付することができるものとし、家事調停事件を処理する裁判所等について定めるとともに、高等裁判所が自ら調停を行う場合についての家事調停に関する手続の規定の適用関係について定めるものとする。 (第二百七十四条関係)

## 二 訴訟手続及び家事審判の手続の中止

家事調停の申立てがあつた事件について訴訟若しくは家事審判事件が裁判所に係属しているとき、又は訴訟若しくは家事審判事件が係属している裁判所が事件を調停に付したときは、訴訟又は家事審判事件が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで、訴訟手続又は家事審判の手続を中止することができるものとする。 (第二百七十五条関係)

## 三 訴えの取下げの擬制等

訴訟が係属している裁判所が事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判が確定したときは、当該訴訟について訴えの取下げがあつたものとみなすものとし、家事審判事件が係属している裁判所が事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、当該家事審判事件は、終了するものとする。 (第二百七十六条関係)

## 二 合意に相当する審判

1 合意に相当する審判の対象及び要件

人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の手續において、当事者間に申立ての趣旨のとおり審判を受けることについて合意が成立し、かつ、申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因について当事者の双方が争わない場合には、家庭裁判所は、必要な事実の調査等をした上、前記の合意を正当と認めるときは、当該合意に相当する審判をすることができるものとする。 （第二百七十七条関係）

2 申立ての取下げの制限

家事調停の申立ての取下げは、合意に相当する審判がされた後は、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。 （第二百七十八条関係）

3 異議の申立て

当事者及び利害関係人は、合意に相当する審判に対し、家庭裁判所に異議を申し立てることができるものとともに、異議の申立ての理由、申立期間及びその期間の始期並びに異議申立権の放棄について定めるものとする。 （第二百七十九条関係）

4 異議の申立てに対する審判等

異議の申立てに対する却下の審判及びこれに対する即時抗告について定めるものとし、また、当事者から適法な異議の申立てがあつた場合において、その申立てを理由があると認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければならぬものとする。また、利害関係人から適法な異議の

申立てがあつたときは、合意に相当する審判は、その効力を失うものとする。 (第二百八十条 関係)

### 5 合意に相当する審判の効力

異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有するものとする。 (第二百八十一条関係)

### 6 婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則

婚姻の取消しについての合意に相当する審判をするときは、その審判において、当事者間の合意に基づき、子の親権者を指定しなければならぬものとし、子の親権者の指定につき当事者間で合意が成立しないとき、又は成立した合意が相当でないとき、合意に相当する審判をすることができないものとする。 (第二百八十二条関係)

### 7 申立人の死亡により事件が終了した場合の特則

夫が嫡出否認についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、子のために相続権を害される者その他夫の三親等内の血族が夫の死亡の日から一年以内に嫡出否認の訴えを提起したときは、夫がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなすものとする。 (第二百八十三条関係)

## 三 調停に代わる審判

### 1 調停に代わる審判の対象及び要件

家庭裁判所は、調停が成立しない場合において相当と認めるときは、職権で、事件（合意に相当

する審判の対象となる事件を除く。）の解決のため必要な調停に代わる審判をすることができるものとし、また、調停に代わる審判においては、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができないものとする。 (第二百八十四条関係)

## 2 調停に代わる審判の特則

家事調停の申立ての取下げは、調停に代わる審判がされた後は、することができないものとし、また、調停に代わる審判の告知は、公示送達の方法によつてはすることができないものとする。もに、調停に代わる審判を告知することができないときは、家庭裁判所は、これを取り消さなければならぬものとする。 (第二百八十五条関係)

## 3 異議の申立て等

当事者は、調停に代わる審判に対し、家庭裁判所に異議を申し立てることができるものとし、申立期間及びその期間の始期並びに異議申立権の放棄について定めるものとする。もに、不適法な異議の申立てに対する却下の審判及びこれに対する即時抗告、適法な異議の申立てによる調停に代わる審判の失効、調停に代わる審判に服する旨の共同の申出の効果及びその撤回等について定めるものとする。 (第二百八十六条関係)

## 4 調停に代わる審判の効力

異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判は確定した第二の一の1-1による審判と同一の効力を、その余の調停に代わる審判は確定判決と同一の効力を有するものとする。 (第二百八十七条関係)

#### 四 不服申立て等

家事調停の手續においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については、原則として、家事審判に関する手續中の不服申立ての規定及び再審の規定を準用するものとする。 (第二百八十八条 関係)

#### 第四 履行の確保

##### 一 義務の履行状況の調査及び履行の勧告

義務を定める審判をした家庭裁判所等は、権利者の申出があるときは、その審判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができるものとともに、これらの調査及び勧告を他の家庭裁判所に囑託することができるものとする。 (第二百八十九条 関係)

##### 二 義務履行の命令

義務を定める審判をした家庭裁判所は、その審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠った者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者の陳述を聴いた上で、義務者に対し、相当の期限を定めて義務の履行を命ずる審判をすることができるものとする。 (第二百九十条 関係)

#### 第五 罰則

罰則について所要の規定を整備するものとする。 (第二百九十一条から第二百九十三条まで 関係)

## 第六 施行期日等

- 一 この法律は、非訟事件手続法の施行の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 (附則第二条から第五条まで関係)